

高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査
関係府省庁ヒアリング資料(総務省)

1. 各府省庁共通のヒアリング項目

(1) 施策の概要

高齢者の自立した生活に対する支援に関連する施策として、具体的にどのような取組を行っているか。

日本郵政公社においては、寝たきりや認知症の方など介護が必要な方に対し金融面から支援を行うための「介護貯金」及び勤労者が老後の資産形成を計画的に行うための「財産形成年金定額貯金」を実施している。

また、ゆとりある老後生活に資するため、簡易生命保険契約の保険サービスを通じて生活の安定のための自助努力を支援している。

なお、平成19年10月より日本郵政公社は民営化される予定。

< 介護貯金 >

寝たきりなどのため介護が必要な方が預け入れできる定額貯金で、一定の利率(0.2%~1.0%)に二割上乗せした利率で500万円まで預け入れ可能。また、貸付けの上乗せ利率は一般の定額貯金の場合の1/2(0.5%~0.25%)となる。

< 財形年金定額貯金 >

給料やボーナスから天引きで五年以上継続して積み立てる定額貯金で、利子は非課税、60歳以後に年金方式で受け取ることができる。

< 簡保保険 >

万一の場合の家族の生活保障、老後の生活保障、子どもの教育資金の準備など国民各自のライフサイクルを通じて生じる多様なニーズに備え、それぞれの加入目的に合わせた保険を選ぶことができる。

(2) 男女別ニーズの把握・施策への反映

施策の立案に際して、男女それぞれのニーズや実際的な状況をデータ等で把握しているか(把握している場合、代表的なデータを紹介のこと)。

施策の立案並びに実施に際して、男女それぞれのニーズや実際的な状況(ライフスタイル等)の違いをどのように考慮しているか。

簡易生命保険契約の保険サービスにおいては、男女の死亡率・り病率等を考慮して保険料を設定されている。

なお、郵便貯金に関しては、男女のそれぞれのニーズや実際的な状況の違いを考慮した商品・サービスは特に提供していない。そのため、データ等の把握もしていない。

(3)関係主体・施策との連携

施策の実施に当たって、どのような主体（自治体、関係団体等）と連携して取り組んでいるか。また、関係主体に対する働きかけはどのように行っているか。

他の関連する施策（他府省庁の施策を含む）とどのように連携して取り組んでいるか。

総務省として、上記取組は行っていない。

(4)施策の評価・見直し

施策の評価を行っているか。評価に際して実績（アウトプット）や効果（アウトカム）、影響（インパクト）を男女別にデータ等で把握しているか（把握している場合、代表的なデータを紹介のこと）。

施策の見直しをどのように行っているか。これまでの見直しにおいて、男女を取り巻く状況の変化をどのように反映させてきたか。

簡易生命保険契約にあつては、男女の加入状況をディスクロージャー紙面で毎年公表している。

《簡易生命保険 新契約男女加入状況（代表的なデータ）》

(保険)

(単位：千件、%)

年度	男 性		女 性	
	件 数	構成比	件 数	構成比
1 4	2117	45.1	2581	54.9
1 5	1709	44.1	2166	55.9
1 6	1552	44.3	1948	55.7
1 7	1307	43.6	1690	56.4
1 8	1048	44.0	1333	56.0

(年金保険)

(単位：千件、%)

年度	男 性		女 性	
	件 数	構成比	件 数	構成比
1 4	168	33.6	333	66.4
1 5	130	32.0	275	68.0
1 6	122	31.7	264	68.3
1 7	100	30.0	234	70.0
1 8	77	28.4	193	71.6

なお、貯金に関しては、男女のそれぞれのニーズや実際的な状況の違いを考慮した商品・サービスは特に提供していない。そのため、データ等の把握もし

ていない。

《参 考》

(介護貯金)

	預入件数(件)	預入金額(億円)
12年度	1,430	21.9
13年度	2,894	48.0
14年度	2,293	34.5
15年度	2,853	48.9
16年度	1,997	31.6
17年度	1,699	27.8
18年度	1,896	36.4

(財形年金定額貯金)

	預入件数(件)	預入金額(万円)
12年度	1,165	5,381
13年度	1,087	4,860
14年度	1,010	3,865
15年度	1,037	5,336
16年度	888	4,238
17年度	608	2,600
18年度	466	1,696

2. 個別のヒアリング項目(1.の共通項目に追加)

(自助努力による資産形成等の促進)

施策が有効に活用されるように、関係主体や施策の対象層への情報提供や広報をどのように行っているか。その際、男女の状況の違い等に配慮した工夫を何か行っているか。

情報提供や広報については、日本郵政公社において自主的な経営判断に基づき実施しており、総務省として独自の取組は行っていない。

民営化後について

郵便貯金銀行及び郵便保険会社が銀行法上の銀行、保険業法上の保険会社として、それぞれサービス提供を行うため、金融庁の監督を受けることとなる。

また、「介護貯金」、「財産形成年金定額貯金」、「簡易生命保険契約の保険サービス」のサービスを現在利用されている方の契約については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が権利義務を継承するが、新規の契約を締結することはない。同機構については、独立行政法人通則法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法により、業務運営について指導等が可能である。